

○独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程

(平成20年10月1日規程(調)第42号)

改正	平成21年8月11日規程(調)第21号	平成21年10月1日規程(総)第27号
	平成22年4月1日規程(総)第13号	平成23年3月11日規程(総)第5号
	平成26年3月3日規程(総)第2号	平成26年8月5日規程(総)第27号
	平成26年9月2日規程(総)第34号	平成27年1月23日規程(総)第2号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が契約当事者となる契約において、腐敗又は不正行為(以下「不正行為等」という。)に関与したと認められる者に対し、機構が契約競争参加資格停止措置(以下「措置」という。)を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(審議)

第2条 この規程に基づく措置の審議は、独立行政法人国際協力機構組織規程(平成16年規程(総)第4号)第16条に基づき設置される措置審議委員会がこれを所掌する。

(措置)

第3条 機構は、機構との契約を希望する者(一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第3条又はコンサルタント等契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第9号)第3条の規定に基づき機構による資格審査の結果、参加要件を満たした者をいい、以下「有資格者」という。)が、別表「措置基準」各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について措置を行うものとする。

2 機構は、前項の措置の期間中の有資格者を一般競争、指名競争、企画競争その他の契約競争に参加させてはならない。措置の期間中の有資格者が現に指名されている場合は、指名を取り消すものとする。

3 機構は、措置の期間中の有資格者が契約の下請負人、完成保証人又は代理人となることを承認してはならない。

4 機構は、措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

第4条 機構は、独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程(平成20年規程(調)第43号)に基づき措置をとる場合、原則として、機構が行う契約に関しこの規程に則り措置を行うことができる。

(措置の認定方法)

第5条 機構は、次の各号の一に該当する事実を確認したときは、別表の措置要件に該当するものとして認定する。

(1) 別表の要件に記載された法令等に基づく容疑により、有資格者又はその役員若しくはその使用人が逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は行政機関による処分を受けた場合

(2) 有資格者又はその役員若しくは使用人が、別表第1号から同第20号までのいずれかの要件に該当する不正行為等に関与したことを認めている場合

(3) 前2号に定めるもののほか、機構が別表第1号から同第20号までのいずれかの要件に該当する不正行為等について客観的な事実として認定した場合

2 機構は、有資格者又はその役員若しくはその使用人が、別表の中に定める我が国の法令の規定に相当する外国の法令に違反し、当該国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされた場合には、当該措置要件に該当するものとみなすことができる。

(共同企業体及び下請人に関する措置)

第6条 機構は、第3条又は第4条の規定による措置を受けた者を構成員に含む共同企業体について、当該措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、措置を行うものとする。

2 機構は、第3条又は第4条の規定により共同企業体について措置を行うときは、当該共同企業体の措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該措置について責を負わないと認められる者を除く。)について、併せて措置を行うものとする。

3 機構は、第3条又は第4条の規定により措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、元請人の措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について、併せて措置を行うものとする。

(措置の期間の加重及び減免)

第7条 不正行為等に関与した有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ措置の期間の短期及び長期とする。

2 不正行為等に関与した有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における措置の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の措置の期間が1箇月に満たないときは1.5倍、別表第11号の措置要件に該当するときは2.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る措置の期間中又は当該期間の満了後2箇年を経過するまでの間に、新たに別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第7号の措置要件に係る措置の期間の満了後2箇年を超え4箇年を経過するまでの間に、新たに別表第7号の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第8号及び同第18号の措置要件に係る措置の期間の満了後2箇年を超え4箇年を経過するまでの間に、新たに別表第8号及び同第18号の措置要件に該当することとなったとき。

3 不正行為等に関与した有資格者について、情状酌量すべき特別の事由がある場合には、措置の適用を免除し、又は別表各号若しくは前2項の規定による措置の期間の短期をさらに短縮することができる。

4 不正行為等に関与した有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える措置の期間を定める必要があるときは、措置の期間を当該長期の2倍(ただし、当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)に延長することができる。

5 不正行為等に関与した有資格者について、当該行為による措置の期間中に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で措置の期間を変更することができる。

6 機構は、日本政府が措置を行う場合に、日本国政府との協議により、機構の措置の期間等を、日本政府の期間等に合わせることができる。

(措置の終了又は解除)

第8条 当該措置対象者(ただし個人を除く。)に対する措置期間が満了した場合であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、措置は終了するものとする。

(1) 別表第1から第6までのいずれか、第19又は第20に規定する要件に該当して措置の対象となった場合 再発防止策の提出

(2) 別表第7、第8、第11、第13又は第18に規定する要件に該当して措置の対象となった場合 法人全体を対象とするコンプライアンスプログラムの策定及び提出

2 前項の場合において、機構は、措置対象者から提出された再発防止策又はコンプライアンスプログラムの内容について、確認を行うものとする。

3 機構は、不正行為等に関与した有資格者が、当該行為による措置の期間中に当該行為について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格者について措置を解除するものとする。

(措置の通知)

第9条 機構は、第3条、第4条、第6条若しくは第11条の規定により措置を行い、第7条第5項の規定により措置の期間を変更し、又は前条の規定により措置を解除するときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

第10条 削除

(措置に至らない事由の場合)

第11条 機構は、措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により措置を受けた有資格者が、当該警告等を受けた日から1箇年を経過するまでの間に、前項の規定による警告等を受ける事態を繰り返した場合は、別表各号に定める期間の範囲内で措置を行うことができるものとする。

(総務部長への委任)

第12条 書類の書式、その他この規程の実施に必要な事務手続は、総務部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年8月11日規程(調)第21号)
この規程は、平成21年8月14日から施行する。

附 則(平成21年10月1日規程(総)第27号)
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規程(総)第13号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月11日規程(総)第5号)
この規程は、平成23年3月11日から施行する。

附 則(平成26年3月3日規程(総)第2号)
この規程は、平成26年3月3日から施行する。

附 則(平成26年8月5日規程(総)第27号)
この規程は、総務部長が別に定める日[平成26年10月9日]から施行する。

附 則(平成26年9月2日規程(総)第34号)
この規程は、平成26年9月2日から施行する。

附 則(平成27年1月23日規程(総)第2号)
この規程は、平成27年1月23日から施行する。

別表
措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 契約業務に係る一般競争及び指名競争において、資格審査に必要な調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑業務) 2 契約業務を過失により粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 契約業務において、瑕疵があると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(契約違反) 4 前2号に掲げる場合のほか、契約業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(公衆損害事故) 5 契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(業務関係者事故) 6 契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(贈賄) 7 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が機構の実施する事業の相手国、有資格者の所属国の関係者又は機構の役職員に対し、刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行ったとき。この場合において、有資格者が予め不正腐敗行為をおこなわない旨の誓約を行ったにもかかわらず、本項による措置の対象となったときには、措置の期間はもっとも長期の期間とする。	当該認定をした日から4箇月以上18箇月以内

<p>(独占禁止違反行為)</p> <p>8 契約業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(第10号に掲げる場合を除く)。</p> <p>9 有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は審決について当該独占禁止法違反の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>10 有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。</p> <p>11 有資格者について、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(契約競争参加者である法人の役員若しくは使用人又は個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>12 機構又は他の公共機関の職員が、独占禁止法に相当する外国の法令に違反し、当該国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分を受けたときで、有資格者に当該職員の容疑に該当する悪質な事由があるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内</p> <p>措置の期間を加重することができるものとする。</p>
<p>(談合)</p> <p>13 契約業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の行為を行ったとき(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>14 談合情報を得た場合又は機構の役職員が談合があると疑うに足りる事実を知った場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該行為に該当したとき。</p> <p>15 有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、競売入札妨害(刑法第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。)又は談合に係る確定判決において競売入札妨害又は談合の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>16 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、有資格者にこの表の第7号から第9号までに該当する悪質な事由があるとき。</p> <p>17 機構又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、有資格者に当該職員の容疑に該当する悪質な事由があるとき。</p> <p>17 機構又は他の公共機関の職員が、独占禁止法及び談合に相当する外国の法令に違反し、当該国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分を受けたときで、有資格者に当該職員の容疑に該当する悪質な事由があるとき。</p> <p>18 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から4箇月以上12箇月以内</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>措置の期間を加重するものとする。</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>19 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、契約業務の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約業務の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>21 独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程(平成20年規程(調)第43号)の規定に基づき措置を行うとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該措置行為に関するこの規程の規定の期間内</p>